

# (案)

## 尼崎西宮芦屋港港湾計画検討会設置要綱

### (設置)

第1条 尼崎西宮芦屋港の開発、利用等についての検討を行い、令和10年代後半を目標年次とした港湾計画改訂の素案を策定するため、尼崎西宮芦屋港港湾計画検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 尼崎西宮芦屋港長期構想及び港湾計画の検討に関すること。
- (2) 検討会の運営に関すること。

### (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

### (会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代表する。

### (会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員（学識経験者を除く）が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 5 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を非公開にすべきであると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
- 7 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。
- 8 会議の公開及び傍聴の実施について必要な事項は別に定める。

### (議事録)

第6条 検討会の議事録は事務局が作成する。

- 2 議事録公開の実施について必要な事項は別に定める。

### (謝金)

- 第7条 委員（行政関係者の委員を除く。）が会議に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。
- 2 第5条第4項の規定に基づき代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
  - 3 第5条第5項の規定に基づき委員以外の者が出席したときは、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

- 第8条 委員(県の職員である委員を除く。)が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。
- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)及び旅行依頼に伴う旅費支給に関する職務の級の決定基準(昭和61年1月9日人第543号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
  - 3 第5条第4項の規定に基づき代理人が会議に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。
  - 4 第5条第5項の規定に基づき委員以外の者が会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。この場合において、その者の格付けは、委員本人と同様とする。

(庶務)

- 第9条 検討会の庶務は、兵庫県土木部港湾課において処理する。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月28日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、施行日より1箇年で失効する。

別表（第3条関係）

尼崎西宮芦屋港港湾計画検討会委員

区分	委員名	職業
学識経験者 (6名)	石黒 一彦	神戸大学大学院准教授
	今西 珠美	流通科学大学教授
	鍬田 泰子	神戸大学教授
	竹林 幹雄	神戸大学大学院教授
	田中 みさ子	大阪産業大学教授
	山縣 宣彦	一般財団法人港湾空港総合技術センター 理事長
港湾・海事関係者 (5名)	松本 泰則	尼崎西宮港運協会会长
	井上 雅文	ひょうご埠頭(株)代表取締役専務
	大久保 和正	尼崎商工会議所会頭
	森本 直樹	西宮商工会議所会頭
	永瀬 隆一	芦屋市商工会会長
市 (3名)	森山 敏夫	尼崎市 副市長
	北田 正広	西宮市 副市長
	御手洗 裕己	芦屋市 副市長
行政 (5名)	古土井 健	近畿地方整備局港湾空港部長
	小川 珠樹 (池田 大助)	西宮海上保安署長
	岡村 知則 (馬谷 正樹)	神戸運輸監理部海事振興部長
	上田 浩嗣 (杉浦 正彦)	兵庫県土木部長
	小林 拓哉 (木村 晶子)	阪神南県民センター長
オブザーバー	加賀谷 俊和	国土交通省港湾局計画課港湾計画審査官

( ) は前任者